

令和元年7月
丸亀市農業委員会定例総会
議事録

令和元年7月19日開会

丸亀市農業委員会

令和元年 7月 丸亀市農業委員会定例総会 議事録

開催日時 令和元年 7月19日(金) 午前9時30分～午前11時22分

開催場所 丸亀市役所 本館2階第3会議室

出席委員 41人

農業委員 14人

- | | | | |
|----------|----------|-----------|-----------|
| 1. 西山 敏彦 | 5. 本田 昌司 | 10. 岩崎 道彦 | 15. 大林 孝行 |
| 2. 宮武 雅毅 | 6. 鈴木 茂昌 | 11. 松岡 繁 | 16. 宮岡 里美 |
| 3. 尾野 弘季 | 7. 下川 洋志 | 13. 村山 英臣 | |
| 4. 石井 廣喜 | 8. 高吉 和博 | 14. 大林 伸嘉 | |

農地利用最適化推進委員 27人

- | | | | |
|----------|-----------|-----------|-----------|
| 1. 高木 千年 | 9. 河井 茂雄 | 17. 増田 澄 | 25. 株屋根 明 |
| 2. 田村 元良 | 10. 大林 春樹 | 18. 籾岡 正一 | 26. 古川 正人 |
| 3. 田中 義啓 | 11. 三木 徹 | 19. 喜來 聖則 | 27. 近藤 秀行 |
| 4. 大西 亘 | 12. 寒川 弘 | 20. 宮本 政信 | 28. 誥石 泰弘 |
| 5. 佐藤 勝彦 | 14. 松原 正春 | 21. 津郷 憲一 | 29. 滝 壽義 |
| 6. 坂井 清照 | 15. 山地 正詞 | 22. 小路 敏弘 | 30. 鎌田 光男 |
| 8. 多田 輝美 | 16. 岡原 徹 | 24. 小林 繁 | |

欠席委員

農業委員 2人

- | | |
|----------|----------|
| 9. 久米 彰義 | 12. 平池 收 |
|----------|----------|

農地利用最適化推進委員 3人

- | | |
|-----------|-----------|
| 7. 内田 久夫 | 23. 入屋 岩義 |
| 13. 尾松 英二 | |

農業委員会事務局出席者

事務局長 長法 秀樹

事務局次長 小西 裕幸

主査 中山 弘美

主査 岩崎 正英

副主任 山根 大雅

議事日程

農政に関する議題

1. 令和2年度 農地等利用の最適化推進施策等に関する改善意見について
2. その他

報告

1. 定例農家相談会の開催結果について
2. その他

土地に関する議題

議案第38号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第39号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第40号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第41号 農用地利用集積計画の決定について

議案第42号 農用地利用配分計画（案）の意見聴取について

議案第43号 非農地証明願について

報告

報告第14号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告第15号 農地法第18条第6項の規定による通知確認について

報告第16号 許可申請の取下願について

●事務局長（長法秀樹君） おはようございます。総会の開会に先立ち、本日お手元に配布してあります資料の確認をいたします。本日の総会の次第、香川の農地利用最適化一斉強化運動の取組、令和元年度さぬきの米・麦づくり推進大会の開催について、今、この日に参加できる方がおいでれば、記入のうえ、閉会後に提出してください。また予定を確認後という方につきましては週明け、月曜日 火曜日までに、農業委員会事務局か各市民総合センターの担当者にご連絡ください。連絡が遅くなり、大変申しわけありませんが、よろしくお願いいたします。3条、4条、5条の許可関係の位置図でございます。また、全国農業新聞のパンフレット、あと少し枚数が多いですけれども、丸亀市・・・地区ソーラーシェアリング資料ということで少し多くの資料をまとめて配布しております。これは総会の終了後、委員さんの研修ということでこちらを用いて、営農型の太陽光発電の申請について少し皆さんで勉強会を開いたらということで、お配りしてます。あとは冊子として、農業委員会業務必携も、新しいものができましたので、お配りしてます。また、ご覧になっていただいて、日々の委員会活動にご活用してください。よろしくお願いいたします。それでは、恒例の活動記録簿の確認でございます。本日の総会の出席、また本日までのそれぞれ各委員さんの活動について、記入をしてあるかどうかの確認をよろしくお願いいたします。次に携帯電話でございますが、電源を切るかマナーモードをお願いします。先ほどの資料で不足するものがありましたら、お申し出てください。よろしいでしょうか。それでは、ただ今から令和元年7月の定例総会を開会いたします。会長、よろしくお願いいたします。

●会長（松岡繁君） おはようございます。今日は7月の定例総会でございます。本当に早いもので、もう7月20日ということで、まだ梅雨が続いています。異常気象のようでございます。何かとお忙しい中、ご出席をいただきまして、どうもありがとうございます。また委員の皆様には、1年に一度の農地パトロールを非常に暑い中、取り組んでいただいておりますと思うんですが、まだまだ暑い日が続きますので、体調管理に十分気をつけて、取り組んでください。先月の6月26日に高松にある、香川県農業会議の通常総会がございました。そこで、今お配りしました、香川の農地利用最適化推進一斉強化運動の取り組みについてが決議されました。その概要をお話しして、あいさつに代えさせていただきたいと思っております。

この資料を出していただきたいと思っております。新聞のコピーを含めて3枚です。これにつきましては、5月27日に全国農業委員会会長大会が開催されまして、地域の農地を活かし、担い手を応援する全国運動というのが決議をされました。それを受けまして、それを各県で具体化するということで、具体化されたのがこの

資料でございます。もっと厚い資料なんです、それから抜粋をしました。取組の概要につきましては、下に箇条書きで書いていますが、1つは重点活動事項ということで、農地等の最適化の推進活動を通じて現在の地域の農地を将来に向けて、いかにして利用し続けるのかと、そういう一点を原点とした活動に取り組みます。その中で1つは農地利用に係る意向調査の実施をします。それから2つ目に集落座談会等による話し合い活動を積極的に展開します。2番でございますが、その重点活動事項の取り組みの考え方ということで

(1) 今後の農地利用に係る意向調査の実施でございますが、意向調査の目的は農地の受け手不足等の危機状況が拡大していることから今後の農地利用の意向の総点検をするものでございます。それから2つ目、(2) 集落座談会等による話し合い活動の積極的な展開ということで集落等での話し合いによる合意の結果として実質化された、人・農地プランを作成する。今、人・農地プランというのがあるんですが、机上でつくったもので補助金をもらうためのプランとなっておりますので、それを本当に地域でこれからどうするのかというプランをつくらないといけないというその取り組みでございます。それから下の3番目、活動の主体でございますが、市町村農業委員会が活動の主体となって行ないます。なお活動に当たっては行政、農協、農地機構等関係機関・団体と連携して行います。それから、運動の期間でございますが、今年から3か年をかけて、農地プラン作成まで行うということです。活動の進め方でございますが、原則として、市内の全地域、耕作者への全戸調査として、農地の一筆調査とする。一筆ごとに田んぼをどうするかということを書くようになっております。なお荒廃農地Bに分類された、復元不可能な農地は対象外にします。それから、貸借農地の借受者は対象にします。調査用紙は別紙のとおりということです。今日はつけてございませんので、後日にしたいと思います。調査時期は遅くとも、今年の10月以降から開始をするということになっております。

(4) 調査後の活動方法でございますが、(ア) 農地の貸付以降の所有者と借受人、担い手等を個別訪問し、双方の結びつけ活動を行う。そこで、できた、貸したいという農地については、担い手に結びつけていく活動を行う。(イ) 地区単位で取りまとめ、貸付、譲渡意向の農地を地図上で色分けし、集落座談会等で話し合いの資料として提供していく。6番目、集落座談会利用の話し合い活動の積極的な展開ということで人・農地プランの実質化は市農林水産課が行うが農業委員、最適化推進委員は推進チームの一員として話し合い活動に積極的に参加していく。ということで、アンケートの所は農業委員会で行う。それから、人・農地プランをつくるのは行政部局の方で行う。ということになっております。なお具体的には、今後、市町農業委員会の担当者会議というのを開いて、そこで細かい議論や周知をしていくということになっております。今日は予告編というか、大ざっぱにこういうことをやりますということだけわかっていたらというふうに思います。それがもう1つは、下の新聞に載っておりますが、これ7月6日付の日本農業新聞に載っております。今の取り組みにつきましては、全国一律、中身は若干変わってくると思いますが、方向としては全国

1本でやるということで、農水省としての方針がそこに載っておるところでございます。人・農地プラン充実へ工程表を示すということです。見出しのところでアンケートを行って現況把握を行う。そして集約するというところでございます。農水省は、地域が話しあい、地域農業の将来像を描く人・農地プランをより実効性のあるものとするための工程表を示したということです。農家へのアンケートをもとに現況把握をする、そして、地図をつくる。それを基に地域で話し合いを行うということです。それか左の方で農水省と書いてありますが、農地中間管理機構を通じた集積・集約化の加速化に向けた関連法案が先月の通常国会で成立した。法改正を受けて、同省が同プランを実効性のあるものにするため工程表を示した。農地利用のアンケート調査。そして2番目に現況把握、3番目に集約方針の決定とそういう工程作業を進めますということです。2020年度末を目処に、プランを仕上げるということになった。アンケートは対象地区の農家に5から10年後の意向を聞く。地域の農地の過半の意向を確認して対象者の年齢とか、それから後継者がいるかいないとか、そういうことは、必ず把握するようにするとということです。そういうことで、地図上にそれを整理していくと書いていますが、その辺の細かい事につきましてはまだ香川県としては示されておりません。この調査につきましては、全国統一でやりますのでアンケートを調査の進み具合なんかも四半期ごとに農水省へ報告をするということになっておると聞いています。農業委員、推進委員さん合わせてその数で戸数を割りますと、丸亀の場合は、一人当たり70戸ぐらいになります。今後また具体的に話があると思いますが、今日は大ざっぱな概要ということで、お話をさせていただきました。

それでは、続いて、座って、議事を進めます。本日の出席委員は14名でございまして、過半数の方が出席されておりますので、総会が成立しておりますことを報告いたします。本日の議事録署名委員は、7番の下川委員さんと8番の高吉委員さんをお願いいたします。農政に関する議題に入ります。本日の提案議題を事務局より読み上げます。

●事務局長（長法秀樹君） 失礼いたします。それでは、農政に関する議題といたしまして、令和2年度農地等利用の最適化の推進施策等に関する改善意見について報告として定例農家相談会の開催結果について、その他を、上程しております。よろしく願いいたします

●会長（松岡繁君） それでは、令和2年度農地利用最適化推進施策等に関する改善意見について事務局より説明をお願いします。

●事務局次長（小西裕幸君） 失礼します。令和2年度農地等利用最適化推進施策等に関する改善意見につきましては委員の皆様にご提出いただきました。意見に基づきまして県農業会議に提出し、県へ要求をしていただく内容の選定につきまして、7月10日に役員会を開きまして、別紙のとおり、まとめ、議案に同封いたしました。この意見書は本日、皆様のご承認をいただきましたら、県農業会議に提出いたしまして農業会

議は8月開催の常設審議会で県下の意見を検討いたしまして、9月下旬に県へ提出する予定となっております。今回、皆様からいただいた意見を4つの項目に分けて、提案理由と改善意見の内容を記載しております。読み上げと、簡単な説明をいたします。座って説明いたします。まず、1枚目になります。担い手への農地利用集積・集約化ということで、提案理由といたしまして、少子高齢化や後継者がいても県外に住んでいて戻ってこないなどの理由により、農業の担い手不足が進んでいます。また、狭小で不整形な農地や幅員が狭い農道等により、大型機械の搬入が困難な農地も多く、担い手への依頼や農地中間管理機構への貸借の依頼もままならない状態である。相続が発生しても相続人が近くに住んでいない場合や相続人が複数いる場合など農地の集積・集約化を困難にする要因になっている。今後、高齢化の進展や農機具の老朽化などにより、さらに、離農や農家人口の減少が予測される。農地を集積・集約化して効率的な農業を展開するのは喫緊の課題である。しかし少数の大規模経営農家だけでは地域農業、農村を維持していくことは困難である。兼業農家を含む家族経営農家の支援も、地域の農業と農地を守っていくためには必要なことであり、大小の多様な農家がうまくかみ合い、地域で農地を守っていけるよう考えていく必要がある。ということで提案の内容を4つにまとめました。1番目が農地機構、農地の集積や貸借について最大限に利用できるよう人員体制の強化や提出書類など申請手続の簡略化、貸出期間や引受地区などの条件緩和を行うとともに広く制度の周知をお願いしたいということで、農地機構につきましては、5年目を迎えて、2019年2月に農地中間管理事業の推進に関する法律の一部を改正する法律案が全国に提出され手続の簡略化等機構、農協、農業委員会など地域組織が一体となって農地利用の集積・集約化の推進をする体制の構築が提案されました。今後さらなる機構の利用推進と手続の簡略化を希望するものです。2番目。農業法人についても、高齢化と後継者不足が問題となっている。農業法人と就農希望者のマッチングを農地機構で取り組んでほしい。3番目、兼業を含む家族農家が農業経営を維持できるよう直接支払い制度などの補助制度を検討してほしい。これは直接支払い制度が29年度で終了いたしました。が、零細な家族農家などでは本当に儲け等が少なく、農業の継続が大変となっております。香川県では小規模経営の農家が多く、そしてそういう農家がなければ水路や農道の管理などもできなくなります。小規模経営の農業も経営を維持できるよう、補助制度を要望するものです。4番目、地域における担い手と農地をどうするか、地域に根ざした人・農地プランの計画作成に向け、具体的にどのように取り組むか、早急に地域での取り組みの指針を示してほしい。こちらにつきましては、ただいま説明もありましたが、人・農地プランの作成により農地と担い手を明確にし、誰に農地を集積・集約するかを相談し、地域でどのように農地を守っていくかを定めることは緊急な課題となっております。農業委員会では、その計画に必要なアンケートの実施や計画策定に積極的に関わっていくことが役割とされました。その計画策定の進め方について具体的な説明をいただき、地域の方への周知も進めていただきたいという要

望です。続きまして2枚目になります。遊休農地の発生防止・解消についてであります。担い手と後継者不足により、年々遊休農地が増加している。雑草の管理をシルバー人材センターなどに委託して年1、2回程度の草刈りを行っている地権者はいるが、相続人がいなかったり、県外に住んでいたりする方の農地は荒廃したままの状態が続き周辺の農地や近隣の住宅などに雑草や害虫などによる悪影響を与えている。集落営農組織や認定農業者も現状維持で精一杯のところも多く、農地中間管理機構も農地の状態や周辺条件により借受けができない農地も多くあり、農地の流動化がスムーズに行えていない。また、農地パトロール等により確認したい遊休農地で、農地所有者に管理指導をしても一向に改善しようとならない方もいる。このような方への対応について苦慮しており、農地法に基づく強制力のある指導が必要になっている。ということで提案が3点あります。1番です。荒廃農地について農地法に罰則規定はあるが、適用の手順など、具体的な利用の説明がほしい。こちらにつきましては、皆様に農地パトロールをしていただきまして、荒廃農地の削減に努めております。それで、大半の方は、雑草の草刈りなどをお願いすると対応していただきますが、中には何度話しても返事はよくても対応していただけない方もおります。農地法にも課税強化や罰金などの罰則規定はありますが、実際は多くの手間・手順があり、簡単には行えておりません。荒廃地未対応の方への具体的な対応方法の説明指導をお願いするという内容です。2番です。農地への進入路の拡幅、農地周辺道路のアスファルト舗装、小規模基盤整備など農地や周辺環境の改善のための補助率を上げてほしい。3番です。相続未登記農地の解消を図るための方策を検討してほしい。これは相続権者が全く見つからないときなどがあります。こちらにつきましては相続未登記農地の解消のために、昨年度相続不明者の検索が緩和されまして、配偶者と子供までというふうに緩和されました。またそのような改正によりまして、利用権設定期間も5年から20年間と長期化されてはおります。全く相続人がいない。連絡がとれない場合などの対応をどうしていけばよいかということで検討してもらいたいという意見であります。3枚目になります。新規参入者等への支援補助についてということで少子高齢化等により農地の維持管理が困難となるなか農業後継者がいない、就職などで県外へ出て戻ってこないというケースが聞かれます。また都市化により、農地周辺の住宅への気遣いや騒音や野焼きなどのトラブルの増加が今日の悪化などの問題が発生し、農業を敬遠する要因になっています。このような現状の中就農の促進や農業後継者の育成は緊急の課題です。農業後継者や新規就農者が農業を始めやすいように、国県の補助制度を拡充し農地機構など関係機関を利用しやすくし、農地の貸借や取得の要件を緩和するなど農業を始めるためのハードルを下げることは年代や経験を問わず、広く人材を集めるために必要です。ということで、提案を2点、出しております。新規就農者が農業機械や資材などをそろえるための支援制度を拡充してほしい。ということで、新規就農者のために県からも就農・就業マニュアルというものも出ておりますが、その中に就農支援補助も載っておりますが、さらに拡充をお願いします

るものであります。2番目、外国人就農者のさらなる増加を積極的に推進するため、一般的な農業の教育指導、とりわけ野菜の栽培方法などの実施や受け入れ体制の指導を行い、地域で安心して受け入れられるよう支援してほしい。ということで、外国人特定技能実習制度も変わりまして、申請の制度等の変更がありました。今後さらに、農業で外国人の就農が必要になると思いますが、その内容や地域の受け入れ態勢などの説明をしてほしいという要望です。続きまして、4枚目になります。その他といたしまして、1番目です。最近では営農型太陽光発電施設設置にかかわる支柱部分の一時転用申請、こちらは5条申請になります。それからパネルを設置する空中部分の区分地上権の申請、こちらは3条申請になります。それを見かけるようになってきました。個人の方が1枚や2枚の農地で申請する場合がありますが、地区全体が関係するような広範囲の申請も出てくる場合があります。広範囲の営農型太陽光発電施設は営農や周囲の農地への影響が大きく、近隣の住宅地への影響も考えられます。このような広範囲の営農型太陽光発電パネルの設置につきまして、事前の指導や協議、申請が提出された時の確認の手順や注意点について、対応の準備が必要である、ということも一つ、提案といたしまして、2018年4月に主要農産物種子法が廃止されました。種子法は米、大豆、麦などの安定生産のために制定されていましたが、廃止されると、外国資本の参入や遺伝子組み換え食品に入れ替わるなど日本の食と安全を破壊する危険があると言われていました。種子法を守れという農家や消費者の声が自治体を動かし、各自治体で条例化の動きが活発化しています。これまで条例を施行したのは、10道府県にのぼり、宮城県など3県が制定に向け、準備を進めております。当県において農業を守るため、農産物種子法にかわる独自の条例の制定に向け取り組んでいただきたい。ということで、提案意見といたしまして1番目の太陽光発電につきまして広範囲にわたる営農型太陽光発電施設の設置は、専門の大手企業が申請するケースが多い。事前に相談があれば、時間をかけ協議しながら進めることができるが、急な計画で、締め切り間際に提出されたような場合につきましては、申請を受理しても内容確認がすぐにはできません。農業委員会として、提出された書類に基づき、申請内容、営農計画の実効性、周辺農地への影響などの確認が必要であり、総会時の簡単な説明だけでは、正確な否決の判断が難しいです。事前協議の段階から、県、市、関係団体等との連携を密にして、情報を共有し、協議を行う必要があります。県として、事前に参考資料として、FIT（固定価格買取制度）などの書類、関係書類の提出を求め、市農業委員会のきめ細かな対応策を指導してほしいということでFITというのが生産エネルギーの買取価格を法律で決める助成制度のことで、太陽光発電などを再生可能エネルギーで発電された電力を、電力会社が買い取る時に決められた価格制度で、設備設置時点で一定期間の価格が保証される制度であります。それから2番目の種子法の廃止のための新たな条例の制定につきましては、当県においても、農業を守るため、農産物種子法に替わります独自の条例の制定に向け取り組んでいただきたいという提案です。以上説明を終わります。

●会長（松岡繁君） 説明が終わりました。皆さんからたくさんご意見をいただきましたが、県へ提出するものにつきましては、役員会を開催しまして、いま説明した項目に絞りました。いま説明した案件につきまして、ご意見、ご質問がございましたらお願いします。

これでよろしいでしょうか。これで県に提出します。その他の議題、ございますか。

それでは、報告・連絡事項に移ります。報告1の定例農家相談会の開催結果について、事務局から報告いたします。

●事務局長（長法秀樹君） 失礼いたします。それでは次第の裏面をご覧ください。前回の定例農家相談開催結果について、ご報告いたします。飯山市民総合センター開催分は6月27日木曜日に村山副会長さんで、市役所本庁開催分は7月5日金曜日に高吉委員さんで、綾歌市民総合センター開催分は7月10日水曜日に平池委員さんで、それぞれ午前9時から正午まで行いました。そのうち市役所本庁において、1件の相談がございました。その内容でございますが、高齢になり、農作業が難しくなった相談者がおいでになりまして、息子さんは東京に住んでいるということで退職までこちらの方に戻る予定もないということです。また、東京の方で住んでいたため、全く農業について経験がない。帰ってすぐ営農が開始できると思えない。どうすればいいかという相談でした。農地の貸し借りについては、香川県農地機構に貸し付けるか、どなたか担い手さんなり、借手を見つけて利用権設定する方法があるというご説明をさせていただいたところ、所有農地の隣で担い手が借りて耕作しているということで、その方とご相談して条件が合えば、預けるし、そうでなければ農地機構に預けるということでご了承いただきました。次回の農家相談会の開催予定についてですが、飯山市民総合センター開催分は7月29日月曜日に村山副会長さん、市役所本庁開催分は8月5日月曜日に西山委員さんで、綾歌市民総合センター開催分が8月13日火曜日に久米委員さんの担当で、それぞれ9時から正午までとなっております。「農家相談の手引」をお持ちの上、ご出席をお願いいたします。

●会長（松岡繁君） その他の報告事項があったら、続けてお願いします。

●事務局次長（小西裕幸君） 失礼します。全国農業新聞の推進について説明させていただきます。資料はこちら「全国農業新聞を読もう紙面徹底解説パンフレット」をご覧ください。全国農業新聞の普及推進につきましてお願いをさせていただきます。現在、全国農業新聞普及推進強化月間となっております。県内農業委員会におきまして、目標部数達成に向けた取り組みが行われております。現在情報事業重点農業委員会として丸亀市を含む9市町が指定されております。丸亀市農業委員会におきましては農業委員、農地利用最適化推進委員、皆さまに講読いただいておりますが、さらに各委員に1部以上の普及推進をお願いしたいとさせていただきます。お手元に配付しております「全国農業新聞を読もう紙面徹底解説パンフレット2019年版」をご覧ください。1ページ目に紙面のポイント、見どころ一覧を掲載しております。そ

れから4ページから7ページにかけましては、特に、認定農業等、地域の担い手や新規就農者に向けて経営流通・技術面などを紹介しております。なお本日は購読申込書と記入例をお配りしております。ぜひ委員の皆様方、内容的によかったと思う記事などをもとに、普及推進をお願いしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

●会長（松岡繁君） ありがとうございます。全国農業新聞普及推進につきましては、引き続きよろしく申し上げます。以上で報告事項は終わりました。続いて農地に関する議題に入りたいと思っております。本日提案の議題を事務局より読み上げます。

●事務局長（長法秀樹君） 失礼いたします。土地に関する議題でございます。

議案第38号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」

議案第39号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」

議案第40号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」

議案第41号「農用地利用集積計画の決定について」

議案第42号「農用地利用配分計画（案）の意見聴取について」

議案第43号「非農地証明願について」

報告事項といたしまして、

報告第14号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」

報告第15号「農地法第18条第6項の規定による通知確認について」

報告第16号「許可申請の取下願について」となっております。よろしくお願いいたします。

●会長（松岡繁君） それでは、議案第38号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局次長（小西裕幸君） 失礼いたします。事前送付いたしました議案の1ページをお開きください。座って、説明いたします。議案第38号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」です。

案件は5件です。本日は配付資料の位置図と一緒にご審議よろしく願いいたします。説明の前に1か所訂正をお願いします。1ページ目。番号3番の・・・様から・・・様への所有権移転につきまして、譲渡理由を自作地相互の交換となっておりますが、代替地の取得に訂正をお願いいたします。

1番、川西町北・・・面積6.57㎡【議案読み上げ】

この案件は、今回、地籍調査を行い、隣接する譲受人の農地に譲渡人が所有する当該農地が含まれていることが分かり、譲受人へ売買による所有権移転を行なうものです。なお、譲受人の所有する農地は、耕作面積が下限面積を満たしておりませんが、既に譲受人の所有する農地に含まれており、隣接する譲受人の土地

と一体として利用しなければ利用することが困難と認められます。

申請地で野菜を作付けする計画が提出されています。

2番、郡家町・・・合計面積7,025.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、母親である譲渡人が所有する当該農地を、同一世帯内で経営規模拡大を図る譲受人へ生前一括贈与による所有権移転を行なうものです。

申請地で水稻を作付けする計画が提出されています。

3番、土器町東七丁目・・・面積10.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、譲渡人が進入路を整備するにあたり、譲受人から5条申請で農地を取得し、譲渡人が所有する農地と合わせ進入路を整備しますが、その残地にあたる号外申請地を譲受人へ贈与による所有権移転を行なうものです。このことにより農地の形状が整い、効率的に作業ができるようになります。

申請地で野菜を作付けする計画が提出されています。

4番、綾歌町岡田上・・・合計面積3,706.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、農業廃止を図る譲渡人が所有する当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人へ売買による所有権移転を行なうものです。

申請地で水稻を作付けする計画が提出されています。

5番、綾歌町岡田上・・・面積637.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、労働力不足により経営規模縮小を図る譲受人が所有する当該農地を、規模拡大を図る譲受人へ売買による所有権移転を行なうものです。

申請地で水稻を作付けする計画が提出されています。

以上5件、申請があった案件につきましては、審査基準のうち農地法第3条第2項第1号、譲受人の農地の耕作状況、保有している機械の能力等の状況、農作業に従事する家族の状況等から、耕作の事業に供される農地の全てを効率的に利用できるの見込まれる全部効率要件、また農作業に従事すると見込まれる日数について同項第4号の農作業、常時従事要件、及び第5号の耕作の用に供する陸地部30アールの下限面積要件、並びに第7号の周辺地域との調和要件の審査基準並びに例外規定などにより全てを満たすものであり、農地法第3条第2項各号の禁止要項には該当しない又は適用されないため、許可相当と考えております。ご審議、よろしくお願いいたします。

●会長（松岡繁君） 議案の説明が終わりました。これより質疑に入りますが、何かご質問等はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） 無いようですので、採決いたします。議案第38号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、原案どおり許可することに、ご異議はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） ありがとうございます。ご異議ないようでございますので、議案第38号「農地法第3条許可申請」5件につきましては、原案どおり、許可することに決定いたします。次に、議案第39号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いいたします。

●事務局次長（小西裕幸君） 失礼します。3ページをお開きください。議案第39号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」でございます。

案件は2件です。

1番、飯野町西分・・・合計面積1,047.33㎡【議案読み上げ】

この案件は、申請地は昭和35年頃に申請者の亡父が納屋を新築する際に、一体で造成工事を行い現在まで利用していましたが、今回、分家住宅を新築する計画になり、農地の調査を行ったところ、宅地として利用してきた当該地について、農地法の許可申請を行っていないことを知り、無断転用に該当することを知った申請者によって、その無断転用の解消を図り、宅地として利用するものです。

申請地は、農用地区域外農地です。第2種農地に区分されますが、計画地周辺における所有地の選定理由により転用できるものと考えます。

2番、土器町東七丁目・・・合計面積227.48㎡【議案読み上げ】

この案件は、隣接する農地を転用して住宅を建設するにあたり、申請地に進入路の造成整備を図るものです。

申請地は、第一種住居地域の指定がなされ、第3種農地に区分されます。

以上2件、申請があった案件につきましては、転用理由、農地区分による位置選定の妥当性が適当であるかなどの立地基準、また、試験計画の妥当性、転用の確実性、周辺農地に係る営農条件への支障は無く、被害防除措置も適切であるなどの一般基準など、審査基準を満たすものであることから、問題は無いものと考えます。ご審議、よろしく願いいたします。

●会長（松岡繁君） 議案の説明を終わりました。これより質疑に入ります。今の説明に対し、ご質問、ご異議はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） 無いようでございますので、採決をいたします。議案第39号「農地法第4条第1項

の規定による許可申請について」、原案どおり許可することにご異議はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

●会長 (松岡繁君) ご異議ないようでございますので、議案第39号「農地法第4条許可申請」2件は、原案どおり、許可相当として委員会意見書添付のうえ、県へ進達することにいたします。次に、議案第40号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いいたします。

●事務局次長 (小西裕幸君) 4ページをお開きください。議案第40号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」でございます。

案件は8件です。

1番、田村町・・・合計面積2,148.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、賃借権の権利設定を行ない、店舗1棟と倉庫1棟の建築整備を図るものです。

申請地は、農用地区域外農地です。第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

2番、飯野町東二・・・合計面積528.57㎡【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転を行い、車庫1棟、物置1棟の建築整備を図るものです。

申請地は、農用地区域外農地です。第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

3番、土器町西一丁目・・・面積345.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、使用貸借権の権利設定を行ない、分家住宅1棟の建築整備を図るものです。

申請地は、農用地区域外農地です。第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

4番、土器町東七丁目・・・合計面積508.90㎡【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転を行ない、非農家の自己住宅1棟の建築整備を図るものです。

申請地は、第一種住居地域の指定がなされ、第3種農地に区分されます。

5番、土器町東七丁目・・・合計面積227.48㎡【議案読み上げ】

この案件は、近隣・・・番の農地を転用して住宅を建設するにあたり、申請地に進入路の造成整備を図るものです。

申請地は、第一種住居地域の指定がなされ、第3種農地に区分されます。

6番、飯山町川原・・・合計面積1415.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転を行ない、宅地分譲6区画の造成整備を図るものです。

申請地は、第一種中高層住居地域の指定がなされ、第3種農地に区分されます。

7番、飯山町川原・・・1,224.21㎡【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転を行ない、太陽光発電パネル2基、引込柱1本の建築整備を図るものです。

申請地は、第一種住居地域の指定がなされ、第3種農地に区分されます。

8番、飯山町川原・・・合計面積3,581.06㎡【議案読み上げ】

この案件は、貸人が耕作労働の軽減と休耕部分の解消のため、緩やかな傾斜地への造成を希望し、使用貸借権の権利設定を行い、令和元年9月1日から令和4年8月31日まで土砂採取を行い、採取後はすみやかに整地し、果樹園として利用する計画をしています。また、地権者から農地復元に係る誓約書の提出があります。

申請地は農用地区域内農地ですが、令和4年8月31日までの3年間の一時転用であり、転用できるものと考えます。

以上8件、申請があった案件につきましては転用理由、農地区分による位置選定の妥当性が適当であるかなどの立地基準、また、資金計画の妥当性、転用の確実性、周辺農地に係る営農条件への支障は無く、被害防除措置も適切であるかなどの一般基準など、審査基準を満たすものであることから、問題は無いものと考えます。ご審議、よろしく願いいたします。

●会長（松岡繁君） 議案の説明は終わりました。これより質疑に入り入ります。ただ今の説明に対し、ご質問、ご意見ございましたらお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） 無いようでございますので、採決をいたします。議案第40号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」8件を、原案のとおり、許可相当とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） ご異議ないようでありますので、本案件8件は、許可相当として委員会意見書添付のうえ、県へ進達する事といたします。続きまして、議案第41号「農用地利用集積計画の決定について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局次長（小西裕幸君） 6ページをお開きください。議案第41号「農用地利用集積計画の決定について」でございます。議案第41号は、6ページから11ページにかけて記載しています。貸借権、使用貸借権など従来の集積計画です。申請件数22件、筆数63筆、面積68,479.00㎡の農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画を行なうものです。詳細は表のとおりです。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものであり、問題は無いものと考えます。以上、ご審議、よろしく願いいた

します。

●会長（松岡繁君） 議案の説明を終わりました。ただ今の説明に対し、ご質問等はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） 無いようでありますので、議案第41号「農用地利用集積計画の決定について」22件につきましては、原案どおり処理していくことにいたします。

●会長（松岡繁君） 次に、議案第42号「農用地利用配分計画（案）の意見聴取について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします

●事務局次長（小西裕幸君） 12ページをお開きください。議案第42号「農用地利用配分計画（案）の意見聴取について」でございます。議案第42号は、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく、農用地利用配分計画（案）に対する農業委員会の意見聴取です。詳細は12ページから13ページに記載のとおりです。12筆の機構から認定農業者への貸付であります。配分計画案としては、要件を満たしているものであり、問題は無いものと考えます。以上、ご審議よろしくお願いたします。

●会長（松岡繁君） 議案の説明は終わりました。ただいまの説明に対し、何かご質問等はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） 無いようでございますので、議案第42号「農用地利用配分計画（案）の意見聴取について」は、原案どおり、特に意見無しとする意見書添付のうえ、公益財団法人香川県農地機構へ進達することにいたします。続いて、議案第43号「非農地証明願について」を議題とします。事務局より、議案の説明をお願いします。

●事務局次長（小西裕幸君） 14ページをお開きください。議案第43号「非農地証明願について」でございます。

案件は2件です。

1番、牛島・・・合計面積3,801.00㎡【議案読み上げ】

申請地は、20年以上に渡り耕作放棄されたため自然潰廃し、雑木雑草が繁茂し、農地としての復旧が著しく困難となっております。

2番、飯山町下法軍寺・・・面積23.00㎡【議案読み上げ】

申請地は、農業用施設（農道）として利用されています。

以上2件、「丸亀市非農地事務処理要領」における認定基準を満たしていることから、非農地として証明することに問題は無いものと考えます。ご審議、よろしくお願いたします。

●会長（松岡繁君） 議案の説明が終わりました。ただ今の説明に対し、ご質問等はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

●会長(松岡繁君) 無いようでありますので、議案第43号「非農地証明願について」2件につきましては、原案どおり、処理していくことといたします。それでは報告事項に入ります。報告第14号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」、報告第15号「農地法第18条第6項の規定による通知確認について」、報告第16号「許可申請の取下願について」を、事務局から一括して報告いたします。

●事務局次長(小西裕幸君) それでは16ページをお開きください。報告第14号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」でございます。これは農地を適正かつ効率的に利用するため、相続等で農地の権利移動があった際に届け出るものであります。

報告は2件です。

1番、綾歌町栗熊東・・・合計面積5,499.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、平成31年3月15日、土砂採取後の畑地造成により農地を取得したものです。委員会による幹旋等の希望はありません。

2番、綾歌町栗熊東・・・面積5,350.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、平成31年3月15日、土砂採取後の畑地造成により農地を取得したものです。委員会による幹旋等の希望はありません。

続きまして、17ページをお開きください。報告第15号「農地法第18条第6項の規定による通知確認について」であります。

報告は5件です。

1番、中府町三丁目・・・面積1,028.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、残存小作の設定がされていましたが、転用のため、賃貸人主導により、離作補償なく合意解約するものです。

2番、塩屋町一丁目・・・面積535.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、残存小作の設定がされていましたが、転用のため、賃貸人主導により、離作補償なく合意解約するものです。

3番、塩屋町三丁目・・・面積989.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、残存小作の設定がされていましたが、賃借人が農業廃止のため、賃借人主導にて、離作補償なく合意解約するものです。

4番、飯山町東小川・・・面積1,210.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、農業経営基盤強化促進法による利用権設定に基づく賃借権の権利設定をしていたもので、転用

のため、賃貸人主導により、離作補償なく合意解約するものです。

5番、飯山町東小川・・・面積1,210.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、農業経営基盤強化促進法による利用権設定に基づく賃借権の権利設定をしていたもので、転用のため、賃貸人主導により、離作補償なく合意解約するものです。

次に、18ページをお開きください。報告第16号「許可申請の取下願について」でございます。

報告は1件です。

1番、田村町・・・合計面積623.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、令和元年6月の第34号議案で、農地法第5条第1項の規定により、駐車場・進入路の造成整備の転用許可をいただきましたが、転用計画の中止により、許可申請の取下願を行うものです。以上、報告第14号から16号を報告いたします。

●会長（松岡繁君） 報告事項が終わりました。ただいまの報告事項について、ご質問等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） ご質問もないようでございます。それでは報告事項を終わります。以上で、本日の7月総会の議案審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。これをもって閉会といたします。

●事務局長（長法秀樹君） 事務連絡でございますが、来月の農地転用の現地調査です。8月5日が提出期限となっておりますので、現地調査は7日水曜日予定です。委員さんには6日にご連絡をいたします。ご連絡を受けられた委員さんにつきましては、現地調査をよろしく願いいたします。また来月の農業委員会は、8月20日火曜日午前9時半からこの会場で開催いたします。よろしく願いいたします。長時間お疲れさまでございました。

（11時22分終了）